

フリースクールの授業料補助制度を開始します ～誰ひとり取り残さない教育に向けて～

市は、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の場を確保するにあたり、保護者の負担軽減を図るため、海老名市内に在住するフリースクールに通う児童生徒の保護者に、授業料の補助を行います。

1 申請期間

令和6年7月1日より申請を開始

2 対象者

以下の要件を全て満たす方

- (1) 市内在住で、概ね30日以上在籍学校に登校しておらず、フリースクールを利用している児童生徒の保護者
- (2) フリースクールの利用回数が、週1日以上であること
- (3) フリースクールでの児童生徒の様子等に関する、情報提供を承認すること
- (4) 同じ内容の補助を受けていない

3 補助金額（年度ごとに1回支給）

フリースクール授業料の2分の1（上限金額15,000円／月）

※100円未満切り捨て

4 申請方法

次の書類をフリースクールの利用開始から30日以内に郵送または直接教育支援課支援係（教育支援センター）へ提出してください。

※令和6年度に限り、4月～6月利用開始の場合は7月中に申請してください。

- (1) 海老名市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書
- (2) フリースクールを利用している事が確認できる書類
- (3) 利用しているフリースクールの活動実態が確認できる書類
- (4) 授業料が確認できる書類

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市教育部教育支援課 電話046-234-8764